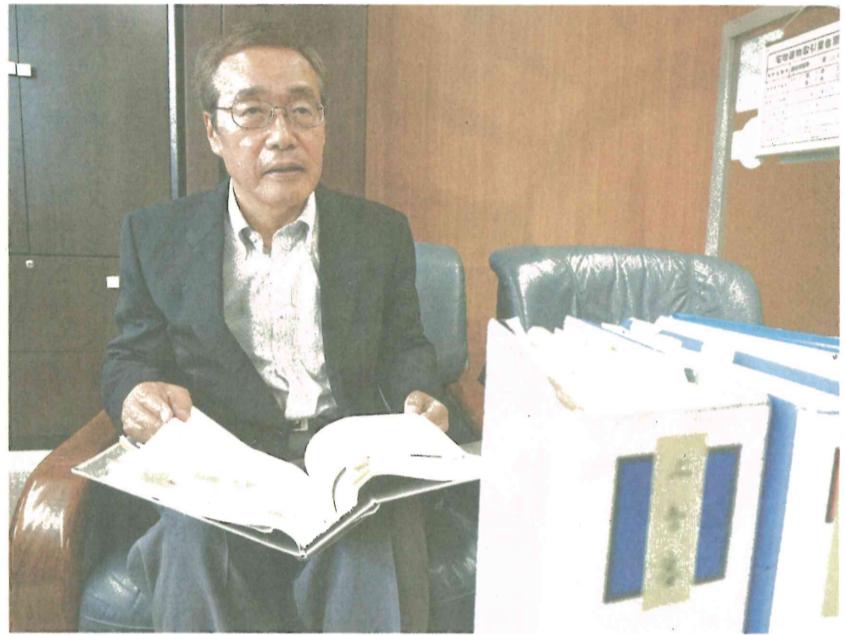


認知症事故「判決を基礎に」



裁判資料を手に当時を振り返る高井隆一さん

愛知県大府市で鉄道事故に遭遇した認知症の男性—当時(91)—の遺族にJR東海が損害賠償を求めた民事訴訟は、社会に大きな議論を巻き起こした。平成28年3月に最高裁がJR側の訴えを棄却してから2年あまり。遺族が経過をたどる本を出版したり、各地で講演したりして「発信」を始めた。

「私が話すことで、認知症への理解が深まれば」と話す。

最高裁判断から2年経て発信

遺族は男性の長男で、大府市の自営業、高井隆一さん(67)。父親の認知症に気づいたのは、父親が84歳だった12年ごろだったという。父親は大府市内の自宅で母親と暮らしていたが、症状が進行。当時は東京の会社で働き、週末しか介護ができないなかった高井さんに代わって、高井さんの妻が近くに移り住んで介護に加わった。

「外出願望が強かったのが一番の悩みでした」と高井さんは振り返る。勝手に出て行かないよう玄関にかんぬきをかけられ、扉を持ち上げようとし、門扉に南京錠を付ければ足をかけて乗り越えようとした。あから

うに穏やかに。「父にとつて施錠は、自由を奪われる」とは「お茶を飲もう」と気をそらし、だめなら一緒に外出に出る…。そんな繰り返しがテレビを見よう」と気をとります。JR東海に提訴され、1審は高井さんと母親に全額賠償を命じた。「一瞬の隙もなく監視するなら施錠、監禁しかない。日々介護に奮闘している人がたくさんいるのに、こんな判決が確定したらとんでもない」。すると、2審判決でも母親に賠償命令が出されたが、最高裁判決は、高井さんにも、母親にも監督義務はなかったと認定した。「認知症の人には増えていく。みなさんが地域で安心して過ごせるた

遺族「安心して介護できる社会へ」

めの礎となる判決を勝ち取ることができた」

何よりも訴えたいのは、「認知症は誰がなってもおかしくない、恥ずかしくない病気」ということだ。裁判の証拠集めで新聞記事を調べ、介護を苦にした無理心中を多数知った。

認知症の人は7年後には700万人、実に高齢者の5人に1人が発症するときに出る…。そんな繰り返しの7年間。家族は苦労の連続だったが、以前入院したときの混乱がひどく、認知症の症状も急激に進んだため、在宅介護以外の選択肢はなかったという。

事故はそんな中で発生。JR東海に提訴され、1審は高井さんと母親に全額賠償を命じた。「一瞬の隙もなく監視するなら施錠、監禁しかない。日々介護に奮闘している人がたくさんいるのに、こんな判決が確定したらとんでもない」。すると、2審判決でも母親に賠償命令が出されたが、最高裁判決は、高井さんにも、母親にも監督義務はなかったと認定した。「認知症の人には増えていく。みなさんが地域で安心して過ごせるた

望まれる公的救済拡大

認知症事故をめぐる経過	
平成12年	男性の家族が認知症の発症に12月ごろ気付く
14年	高井隆一さんの妻が近所に引っ越し、男性の妻と2人で世話をすることを家族会議で決める
19年2月	男性が要介護4の認定。高井さんらが家族会議を開き、引き続き在宅で介護すると決める
12月	男性が電車にはねられ死亡
22年2月	JR東海が男性の妻と高井さんを相手に提訴
25年8月	1審名古屋地裁が男性の妻と高井さんに約720万円の支払いを命じる判決
26年4月	2審名古屋高裁が妻だけに約360万円の支払いを命じる判決
28年3月	最高裁が妻と高井さんの賠償責任を否定する判決

事故は平成19年12月に発生。アルツハイマー型認知症で要介護4の認定を受けたところ、電車にはねられ死亡した。22年、JR東海が振り替え輸送費用などを請求し、1審判決は妻と高井隆一さんに全額を、	2審判決は妻にのみ半額の賠償をそれぞれ命じたが、28年、最高裁は賠償義務をすべて否定し、JR東海の訴えを棄却した。最高裁第3小法廷は、單に「妻で同居しているから長男だから」などとの短絡的な責任追及を認めないと認めた。	親族関係、監護・介護の実態を「総合的に判断」すべきだという初判断を示し、賠償責任を認める余地も残した。被害回復を考えなければならないいためだ。	判決後、認知症の人が「加害者」になった場合の損害を補償する民間保険が多く誕生。神奈川県大和市と愛知県大府市は、認知症の人が支払う保険料を公費負担する制度を導入し、神戸市は公費から給付金を出し、賠償する制度を、全国で初めて創設した。	しかしこうした施策を打ち出した自治体はほんの一握にすぎず、認知症の人の急速な増加には追いついていない。公的な救済策がさらに広がることが望まれる。(加納裕子)
--	--	---	---	--